

お問い合わせ先：

〒８２２－８５０１　　直方市殿町７番１号　直方市教育委員会　学校教育課

℡：０９４９－２５－２３２３　／　Fax：０９４９－２５－２３１６

（新規申請）

平成３１ 年度

直方市ハートフル奨学金 募集要項

**直方市ハートフル奨学金とは…**

**将来の夢に向かって頑張る高校生（高等専門学校生）を経済的に支援することで、将来市の発展に寄与する人材の育成を図ることを目的とした、返還の必要のない給付型の奨学金です。**

※直方市ハートフル奨学金について・・・直方市の形がハート型に似ていることと、この奨学金の給付が奨学生の皆さんにとって心あたたまる（ハートフルな）応援となることを願ってこの名称となりました。

平成３０年７月 直方市教育委員会

**１ 応募資格**

次の(1)から(5)のすべてに該当する方が対象です。

(1)　直方市に住所を有すること

※特別な事情により保護者は直方市在住だが、本人は市外住民となっている場合はご相談ください。

(2)　平成３１年度高等学校又は高等専門学校に入学予定の者

(3)　成績評価について、全学科の評定平均値が５段階評価で３．５以上であり、学業意欲があること。又は、芸術・スポーツの他、特定の専門分野などにおいて特に高い能力を持っていること

(4)　経済的な理由により、進学や就学が困難であること

※生活保護世帯及び生活保護世帯に準ずる程度に困窮している世帯を目安とします（直方市就学援助制度対象者と同程度）。

(5)　他の奨学金を受けていないこと

※併願（申請書を両方に出すこと）は可能ですが、併給はできないため、最終的な支給決定を受ける前に、他の奨学金を辞退していただく必要があります。また、同時期に募集している、福岡県文化奨学財団の奨学金については、「奨学金」の受給は出来ませんが、「入学支度金」は受給可能です。

**２　募集人数**

**【新規申請】5人**

※中学校３年生（来春高校1年生）の新規募集（５人程度）のみ

※高校１年生、高校２年生については欠員が出た場合のみ後日臨時募集いたします。

**３ 支給額**

　　月額　2万円　（年額24万円）　　　※返還の必要はありません。

**４　支給期間**

　　平成31年4月から学年末（平成32年3月末）までの１年間

※一旦奨学生となり、次年度以降も奨学金の受給を希望する場合は、毎年申請書の提出と審査を受けることで、最長で3年間（第3学年まで）本奨学金を継続して受給することができます。

**５ 申請期間**

**平成30年7月20日～平成30年8月31日**

**６ 申請書類**

奨学金の申請にあたり、以下の書類を提出してください。各種様式については、各市立中学校及び学校教育課窓口にも設置しているほか、本市ホームページ（下記URL参照）からもダウンロードして取得できます。

<https://www.city.nogata.fukuoka.jp/kyoikubunka/_1214/_4891.html>



【中学校３年生】

**(1) 直方市ハートフル奨学金支給申請書（中学生進学用）（様式第1号）**

**(2) 直方市ハートフル奨学金誓約書（様式第2号）**

**(3) 直方市ハートフル奨学金奨学生推薦書（様式第3号）**

※学校による記載・学校長職印の押印が必要です。

**＜所得証明書について＞**

平成30年1月1日現在直方市在住の方は、誓約書・同意内容において承諾を得た上で、住民票基本台帳及び課税台帳の閲覧を行います。

　その他失職等家計が急変したことが確認できる下記のいずれかの書類があれば、合わせてご提出ください。

　　（失業した場合）→・雇用保険受給資格者証、退職証明書又は離職票

　　　　（転職し、給与が大幅に減額となる場合）→・給与等支給証明書（所定様式有）

※平成30年1月2日以降に直方市に転入された方は、転入前の自治体で交付される、平成29年中の

収入状況を示す所得証明書を提出してください。

**７　申請書類の提出先**

　在学する中学校

（私立中学校等に在学している場合は直方市教育委員会学校教育課までお問い合わせください。）

**８　選考から内定、決定、支給開始まで**

　書類審査（9月を予定）、審議会での面談審査（平成30年10月上旬あるいは10月下旬を予定）を経て、平成30年11月末頃に内示として選考結果をお知らせします。

平成31年4月に進学後、在学証明書及び振込口座依頼書の提出をいただいたのち、正式に奨学生として奨学金の交付決定をいたします。交付決定ののちは、4月に4月～9月分を、10月に10月～3月分の６か月分を奨学生本人に支給します。

**９　奨学金の支給休止等について**

　支給の決定後、奨学生が次のいずれかに該当するときは、奨学金の支給を休止・廃止・取消を行う場合があります。また、必要に応じて奨学金の返還を求める場合もあります。

・　疾病等により休学したとき。

・　学業成績又は性行が不良になったとき。

・　奨学金を必要としなくなったとき。

・　保護者が市外に転出したとき。

・　その他奨学生の資格に欠ける事由があったとき。

・　偽りその他不正な行為があったことが判明したとき。